

(試訳)

Ministry of Agriculture (農林水産省)
チリ共和国政府

決議番号：4412/2013

アジア型マイマイガ (*Lymantria dispar Asiatica*
(*Vnukovskij*)及び *Lymantria dispar Japonica* (*Motschulsky*))
(ちょう目、ドクガ科) の発生地域に寄港した船舶に対する
検疫要件の制定

Santiago、2013 年 7 月 30 日

関連法規：

Organic Law No.18.755 of the Agriculture and Livestock Service (SAG) regulations; the Ministry of Agriculture Decree Law No.3.557 of 1980 which establishes regulations on Agricultural Protection; the Ministry of National Defence Supreme Decree No.364 of 1980, that establishes the Regulations for Receiving and Dispatching Vessels; the Ministry of Transport and Telecommunications Supreme Decree No.313 of 1996 that Establishes the Technical Commission and Sets Standards for the Facilitation and Simplification of Documentation in Maritime Shipping; the Ministry of Agriculture Decree No.156 of 1998, which authorizes ports for the importation of vegetables, animals; products and sub-products and agricultural and livestock supplies into Chilean territory; Resolution No.3.080 by the SAG of 2003 and its modifications and the Pest Risk Analysis ARP-VCOF-2011-003.

考慮事項：

1. SAG (農業牧畜庁) は検疫対象病害虫のチリ国内への侵入及び蔓延を防ぐため、貨物船等に対して植物検疫措置を適用することができる。
2. チリ国内において、アジア型マイマイガ (以下、AGM: *The Asian Lymantria dispar* (*Vnukovskij*) 及び *Japanese Lymantria dispar* (*Motschulsky*))(ちょう目、ドクガ科)) は検疫を必要とする害虫と見なされる。
3. Pest Risk Analysis によって確認されている通り、外航船舶が侵入経路となり、検疫対象病害虫が国内に侵入する可能性がある。
4. Pest Risk Analysis により、AGM 発生地域、そして AGM の雌の飛翔期間が確認されている。
5. SAG 検査員は、外地より寄港した船舶の入港に立ち会い、害虫が存在する可能性のあるあらゆる貨物を検査する権利を持っている。

決議事項：

1. チリ国内の港に到着時から遡って過去 2 年間に AGM 発生地域に寄港した外航貨物船、漁船、客船に対して植物検疫の要件を定める。
2. この要件は、雌の AGM 飛翔期間中に北緯 60 度～20 度の北東及び極東アジア地域の港に入港・停泊していた船舶に対して適用される。

AGM 発生地域	雌の飛翔期間
East Russia	7 月 1 日～9 月 30 日
South Korea	6 月 1 日～9 月 30 日
North Korea	6 月 1 日～9 月 30 日
North China	6 月 1 日～9 月 30 日
North Japan (青森、福島、北海道、岩手、宮城)	7 月 1 日～9 月 30 日
West Japan (秋田、石川、新潟、富山、山形)	6 月 25 日～9 月 15 日
East Japan (愛知、千葉、福井、茨城、神奈川、三重、静岡、東京)	6 月 20 日～8 月 20 日
South Japan (愛媛、福岡、広島、兵庫、香川、鹿児島、高知、熊本、京都、宮崎、長崎、大分、岡山、大阪、佐賀、島根、鳥取、徳島、和歌山、山口)	6 月 1 日～8 月 10 日
Far South Japan (沖縄)	5 月 25 日～6 月 30 日

上記の地域及び飛翔期間については、今後の情報次第で SAG により変更される可能性がある。

- 船舶はチリ寄港前に、最後に寄港・出航した AGM 発生地域の植物検疫に係る官庁が発給する植物検疫証明書、或いは予め SAG に承認され、そして植物検疫に係る官庁の監督・承認のもと発給されたその他の証明書を予め入手すべきである。これらの証明書には以下の文の記載がなければならない。

“The vessel (船名) was inspected and is considered to be free from AGM.”

- 証明書はチリで最初に入港する港にて提示しなければならない。証明書はスペイン語或いは英語とする。
- AGM 発生地域を出航或いは寄港していた場合でも、雌の飛翔期間と異なる場合は証明書を提示する必要はない。
- AGM 発生地域から貨物をチリに海上輸送する場合、過去 2 年間の航海日誌又は本船の寄港地リストの写しを SAG に提出する。これは本船がチリに寄港する 24 時間前までに本船の代表者により提出されるものとする。
- SAG が本船の検査が必要と判断した場合、検査は日中に行われなければならない。検査できない場合、日中に検査可能となるまでの間、SAG の要請により、検疫所から検疫済み入港許可証が発給されない。
- 植物検疫証明書或いは本決議に適応するその他の証明書無しに寄港しようとする場合、検査が実施され、以下の植物検疫措置、又は SAG により定められるその他の措置がとられる。
 - 大量の卵が見つかった場合、直ちに清掃、植物検疫処置をとり、再検査を行う。
 - 生きている幼虫が見つかった場合、本船を直ちに錨地に移動させ、清掃、植物検疫処置をとり、再検査を行う。
 - SAG の要求する清掃や処置が実施不可能な場合、検疫所から検疫済み入港許可証が発給されない。

9. SAG は、AGM 発生地域に、過去 2 年間、雌の飛翔期間外に寄港したことがある船舶に対し、ランダムに検査を行うことができる。
10. 本決議の規定に違反した場合、Degree Law No.3.557 of 1980 of the Agricultural Protection 及び Organic Law No.18.755 of the Service に従って罰せられる。
11. 本決議は Official Journal 発行日（2013 年 8 月）より 6 か月後（2014 年 2 月）に発効する。発行日以前に AGM 発生地域に寄港していた船舶は適用外とする。

TO BE NOTED, COMMUNICATED AND PUBLISHED

ANIBAL ARIZTIA REYES
NATIONAL DIRECTOR
AGRICULTURAL AND LIVESTOCK SERVICE